

○山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所情報基盤センター規程第9条の規定に基づき、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター（以下「センター」という。）の運用に関する必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 センターを使用できる者は、山形大学医学部（附属病院を含む。）の教職員、大学院生及び学生とする。

2 前項以外の者でセンターの使用を希望する場合は、センター長に使用許可願を提出して許可を得なければならない。

(使用手続)

第3条 センターの機器を初めて使用する場合、不明な点はセンター教職員に相談し、故障や事故など不測の事態を避けるよう努めなければならない。

2 センターの使用を終了したときは、直ちに事後の整理を行い、所定の記録簿に必要事項を記入する。

(経費負担)

第4条 センターにおける機器等の使用に伴う消耗品費及び受託解析に伴う利用負担金は、その使用者の属する講座等の負担とする。また、機器の維持調整等に要する経費は、その機器を使用した講座等に案分して負担させることがある。

2 経費の負担については、別に定める。

(事後報告)

第5条 機器等に異状を認めたときは、直ちに使用を中止し、これをセンター教職員に報告しなければならない。

(機器の補修)

第6条 機器等の故障については、センター教職員がその原因を調査の上、補修に要する経費を、使用者の属する講座等に負担させることがある。

(調査報告)

第7条 センター主任は、定期的に機器等の使用状況を調査し、その実績を集計してセンター長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要事項は、センター長が山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所運営委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から適用する。

○山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所規程第10条の規定に基づき、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 センターは、医学の教育・研究に必要な設備・機器を適正に管理することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医学の教育・研究に必要なセンターが所掌する設備・機器の維持管理に関すること。
- (2) その他センターについて必要な業務

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただしセンター長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター主任)

第6条 センターに主任を置き、センターの専任教員をもって充てる。

2 主任は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

(協力員)

第7条 センター業務に協力するため、協力員を置くことができる。

2 協力員の選考は、医学部の教員の中から、センター長が指名する。

3 協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第8条 センターの事務は、研究支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所運営委員会に諮って定める。

附 則(平成25年 月 日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。